

北但ごみ処理施設整備・運営事業

入札説明書等に対する質問への回答(第2回)

平成25年4月12日

北但行政事務組合

■入札説明書に対する質問への回答

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答内容
1	15	IV	2	(2)①ウ(シ)C. D. E. F.	図面	全体配置によっては、北北東を上にするのとA3横で記載できない場合がありますので、図面上の方角は北側の指示を記載することで、北北東等を上にすることに限定しなくても良いと考えてよろしいでしょうか。	(2)①ウ(シ)C. D. Eの図面については、北北東を上に限定せず、図面上の方角は北側の指示を記載願います。 Fの図面については、事業者提案とします。ただし、方位と縮尺を記載願います。
2	16	IV	2	(2)①ウ(シ)F.	図面(周辺環境整備)	a)施設平面図(【A3横で縮尺1:300、北北東を上】とありますが、拠点施設ゾーン及び利用・体験の森ゾーンを1枚の図面で表現する場合、A3横の図面縮尺は1:3000と考えてよろしいでしょうか。	No1参照。
3	16	IV	2	(2)①ウ(シ)G. d)	環境教育支援イベント企画書	環境教育イベント企画書について、提出する際のサイズや枚数に規定はありますか。	A4、3枚程度とします。
4	17	IV	2	(2)①ウ(シ)N.	設計仕様書(クリーンセンター、リサイクルセンター、管理棟)	受領した設計仕様書の記入様式について、記載要領をご指示願います。 例) ・(〔 〕部分を除き、)要求水準書と同じとする節には、その冒頭に、「要求水準書のとおりとします。」と朱書きする。 ・機器の仕様を入力する際は朱書きし、機器を追加、変更する場合もその旨を記載し、朱書きする。	記載要領は以下のとおりとします。 提案部分(〔 〕部分)の機器仕様等を赤色で記入し、設計仕様書記入欄を完成させてください。 なお、文書等で構成されている部分について、要求水準書のとおりとする場合は、赤色で設計仕様書記入欄に「要求水準書のとおりとします。」と記載してもかまいません。 要求水準書内の表形式(表4計画ごみ質(リサイクルセンター)等)にて記載しているもので、設計仕様書で表現しづらい場合は、別紙にまとめて提出してください。
5	17	IV	2	(2)①ウ(シ)O.	添付資料	第1回の質問回答No.30において、様式14-1～様式20-2の提案図書に対しては、添付資料は提出せずに制限枚数を遵守するようご指示がありますが、本項の設計図書に含まれる添付資料とは、どのような資料を提出すればよろしいでしょうか。	(2)①ウ(シ)Oの添付資料は、設計仕様書で表現しづらい表を別紙としてまとめたものを想定しています。
6	23 27～ 29	VII 別紙 2	4	(1)	設計・建設期間 モニタリング実施要領等	提案書様式19-2(2)①設計・建設における組合構成市町内業者への発注及び発注想定金額(資材調達含む。)について、何らかの事由で提案書に記載した発注想定金額に達しない場合は、「入札説明書 別紙2モニタリング実施要領等」に基づきペナルティが与えられるのでしょうか。また、もしペナルティが与えられる場合は、どの時点からになるのでしょうか。	当該実施要領は運営業務に関する規定であり、設計・建設業務には適用されません。 設計・建設業務において、事業者の責により提案内容を履行することができない場合(提案書に記載した地元企業への発注予定金額が達成できない場合を含む。)は債務不履行となり、建設工事請負契約の規定に従うこととなります。
7	23 27～ 29	VII 別紙 2	4	(2)	運営期間 モニタリング実施要領等	提案書様式19-1(1)①運営における地元及び組合構成市町の住民・障害者雇用の人数、雇用条件について、雇用者の属性が提案と異なる場合は、ペナルティが与えられるのでしょうか。	事業者の責により提案内容を履行することができない場合(雇用者の属性を確約する提案があった場合に、属性の異なる採用があった場合を含む。)は債務不履行となり、ペナルティの対象となることもあります。 なお、組合では、提案に必要な参考資料の一つとして、地元区(豊岡市竹野町森本・坊岡区)を対象とした北但ごみ処理施設への就労意向アンケート調査を実施しており、その結果を平成25年5月1日(水)組合ホームページに公表する予定です。

■要求水準書（Ⅰ）設計・建設業務編に対する質問への回答

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答内容
8	2	第1章	第1節	5 6	建設場所敷地面積	第1回の質問回答No. 40において、建築基準法上の敷地境界線範囲を質問回答添付資料別紙2にてお示していただきましたが、建築基準法上の敷地面積について御教示願います。	面積は、74,500㎡となります。
9	3	第1章	第1節	8(2) ⑦	日影規制	日影規制の条件として記載されている建設用地境界線とは、第1回質問回答時に御提示いただいた別紙2に記載の敷地境界線(青線)と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
10	5	第1章	第2節	1(2)	処理対象量	可燃性粗大の想定量は、第1回質問回答No. 51により別紙1を確認しても記載がありません。年間に搬入される車両台数等の想定がございましたらご教示いただけないでしょうか。	提供できる資料は、第1回質問回答の別紙1に示しているものとなります。可燃性粗大の想定量は、事業者の提案とします。
11	7	第1章	第2節	8	主要設備方式	第1回の質問回答No. 52において、「定期整備、補修整備の場合は1炉のみ停止し、他は原則として常時運転」とありますが、～、計画的に（定期整備目的以外でも）全炉停止期間を設ける等の事業者提案を妨げるものではないと理解してよろしいでしょうか。」との質問に対し、「ごみ量が減少した場合は、別途協議するものとします。」とのご回答をいただいています。 この回答の主旨としては、 ●入札時の提案においては、ごみ焼却処理の安定性に配慮し、定期整備目的以外ではいずれかの焼却炉を稼働させる運転計画にて提案を行うべき。 ●ただし、将来において、実際にごみ量が減少し、提案時の運転計画が困難となった場合は運転計画の変更について、貴組合と協議させていただける。 という解釈でよろしいでしょうか。	第1回の質問回答No. 52のとおりです。
12	13	第1章	第3節	3	搬出入条件	コンテナ搬入について豊岡市と新温泉町から想定しているとありますが、コンテナ寸法及び各ごみ種別毎のコンテナ搬入数量をご教示願います。また、種別毎の収集袋の大きさは現状通り(45L以下)と理解してよろしいでしょうか。	ステーションに置かれているコンテナから収集車へ積み替え、施設へ搬入するものです。袋のサイズについては、現行サイズを想定しています。
13	37 118	第1章 第2章	第10節 第10節	4(1) 3(1)	その他工事 構内引込用区分開閉器	第1回の質疑回答No. 69に関しまして、「県道引き込み点から施設までの引き込み工事は、事業者範囲」とありますが、電力会社からの回答によるものでしょうか。関西電力管内で特別高圧30kV受電において区分開閉器での取り扱い事例はないと理解しております。また、第1回の質疑回答No. 140に関しまして、「構内引込開閉器は、事業者範囲」とのことですが、電力会社からの回答によるものでしょうか。30kVを超える区分開閉器で市販のものはないと理解しています。	開閉器への引込みは、電力会社の工事範囲となります。構内引込開閉器の設置は、事業者の所掌範囲とします。
14	46	第1章	第14節	5(1)	残存工作物及び樹木	第1回の質疑回答No. 71において、建設用地内の埋設物として、「1次防災計画図等に示す地下排水配管等を設置します。」との回答がありましたが、本地下水配管等について、事業者建設工事期間中及び運営期間中も配管を残置させ、排水機能を維持しておく必要はありますでしょうか。また本工事に干渉する場合、切り直し等の対応を行うことは可能でしょうか。	配管については、工事期間中及び運営期間中も残置願います。ただし、本工事に干渉する場合は、協議するものとします。
15	48	第1章	第14節	5(15)	負担金	第1回の質疑回答No. 69に関しまして、電力受給・送電に係る工事負担金で事業者負担となるのはどの範囲でしょうか。電力会社の送電線から県道引き込み点までの工事負担金が発生する場合は、見積対象外と理解してよろしいでしょうか。	電力会社から県道引き込み点までの工事負担金は組合負担とします。
16	53	第2章	第1節	6	地震対策	「プラントは、建築関係の耐震基準および構造計画に準拠すること」と記載されていますが、プラント機器は建築構造物ではないので、発電用火力設備技術基準等、プラントに関連する耐震設計を考慮した技術基準を参考にすることでよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
17	56	第2章	第2節	3	直接搬入車荷おろしヤード	施設全体での直接搬入車（可燃ごみと不燃ごみの混載車等）の利便性や資源ごみをストックヤードにて貯留することを考慮し、また、貴要求水準で「プラットホームと一体もしくは専用で設ける」とあることより、本設備をリサイクルセンター内のプラットホームに専用で設ける計画としてもよろしいでしょうか。	直接搬入車の荷おろしヤードは、事業者の提案とします。ただし、P56(5)特記事項②は、削除します。

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答内容
18	61	第2章	第2節	9(5) ⑫ ⑬	ビット壁厚 鉄筋かぶり	アへエに記載のごみビット壁厚について、鉄筋かぶり厚を含む壁厚と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
19	94	第2章	第5節	5(1) ⑤ア	ダイオキシン 類除去設備 特記事項	粉末活性炭の供給ブロワを、HCl、SOx除去設備の薬剤供給ブロワに加えて更に設置しますと、機器点数および電力負荷が増加します。粉末活性炭の供給ブロワとHCl、SOx除去設備の薬剤輸送用送風機を兼用とすることで、電力負荷の低減に加え、安定稼動に支障がなく、個別に輸送配管を設けないことにより貴組建設コストは低減し、貴組合の運営（維持管理）費用も低減できる（稼働率が低くても経年で予備機も劣化するため、維持管理対象機器点数が増える）ため、供給ブロワは薬剤噴霧用送風機と兼用とさせていただけないでしょうか。	事業者の提案を可とします。
20	152	第3章	第2節	12	新聞等貯留場	第1回の質疑回答No. 163において、コンテナの準備について『事業者にて準備するものとし、詳細構造は協議によるものとします。』とありますが、費用積算の公平性を担保するために、次の条件をお示しく下さい。 ①コンテナの仕様（大きさ、材質等） ②運用方法（使い捨て、リターン等）	事業者の提案とします。
21	158	第3章	第3節	6	低速回転式破 砕機	本機は主として軟質系である粗大ごみ及び不燃ごみの前処理として設けるとありますが、軟質系である可燃性粗大ごみはクリーンセンターの切断機にて処理することから、硬質系の粗大ごみと読み替えてよろしいでしょうか。	事業者の提案を可とします。
22	203	第3章	第13節	4	重機	本施設で使用する重機については、第1回質問回答No. 189にて、リースが不可との回答を頂いておりますので、購入費用を事業者負担とし、車両登録費用、保険費用、車検費用、維持管理費用に関しては貴組合範囲として、事業者に貸与頂けると考えてよろしいでしょうか。	車両登録費用、保険費用、車検費用、維持管理費用は、事業者の所掌範囲とします。
23	209	第4章	第1節	4(6) ⑤エ	建具	日射を受けるガラスは熱線反射ガラスとするとありますが、断熱効果は同等で、光害を低減できる複層ガラスとして計画してもよろしいでしょうか。	複層ガラスでの提案も可能とします。ただし、南西側居室の外側ガラスについては、熱線吸収ガラスを使用するものとします。
24	210	第4章	第1節	5	建屋基本構造	各建屋の基本構造の中にフッ素樹脂加工ガルバリウム鋼板(1.2mm)という記載がありますが、壁の場合、角波鋼板等には1.2mm厚のものは存在しません。また、屋根の折板には、1.2mm厚のものはありますが、最近では、ほとんど使用されていない商品であるとメーカーに確認しております。必要な強度が確保されれば、一般的な厚さの折板で良いと考えてよろしいでしょうか。	壁に使用することは想定しておりません。屋根に使用する場合は、要求水準書のとおりとします。
25	210	第4章	第1節	5	建屋基本構造 (第1回質問 回答No.201関 連)	建屋の構造計画上、建物自重（屋根だけに係らず）の軽量化に留意することは建物の耐震性能確保に有利な条件となります。 各建屋構造へのPC板採用は、建物自重が大きくなることから、耐凍害性能等の確保ができて建物重量の軽量化が図れる押出成形セメント板や穴あきPC板・金属系の断熱パネル等の採用を認めていただけるようお願い致します。	要求水準書のとおりとします。
26	210	第4章	第1節	5(1) (2)	クリーンセン ター リサイクルセ ンター	クリーンセンター及びリサイクルセンターにおいて、鉄骨造部分の外壁を80mm厚以上のPC板とするよう記載があります。外装材として、ALC板または押出成形セメント板を採用しても建築物としての性能は同等以上で、貴組合の費用負担を低減できます。したがって、外壁材仕様は事業者の提案とさせていただけないでしょうか。	要求水準書のとおりとします。

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答内容
27	211	第4章	第1節	6(3)	基礎構造の耐震安全性の確保	<p>「ウ. 基礎構造は、敷地及び地盤の調査ならびに造成計画(盛土・切土部分)に基づき…」とある中で、現地見学会での地下水の状況、地山の状況より、貴組合で実施される造成工事での盛土材に対して、地下工事開始後のスレーキング現象による地耐力の低下及び地盤沈下が懸念されます。</p> <p>1. 貴組合の造成工事実施に当って、盛土材のスレーキングに対する土質試験を実施されているようであれば情報の提供を御願い致します。</p> <p>2. 上記情報がない場合、今回の事業範囲としては、造成完了後の敷地に建物を建築する区分となっていることから、造成地盤を構成する土質は、熱回収施設やリサイクル施設を建設するに当って支障のない土質で構成されているものとして計画し、予期せぬ土質性状の低下等が見受けられた場合は、別途精算対象として協議いただけるものと考えて宜しいでしょうか。</p> <p>3. また盛土材として、軟岩を碎石の状態で埋め立てる部分があるかと思われそうですが、礫径が大きい場合、基礎工事に大きく影響いたしますので、最大礫径として何φ程度とされる予定かをご教示願います。</p>	<p>1. スレーキング試験は実施しておりません。</p> <p>2. 盛土は、一層のまき出し厚を30cm以下で施工し、現場乾燥密度の平均値が盛土材料の最大乾燥密度に対して90%以上として、盛土の締め固め度を管理しています。提案の内容によって必要地耐力等も異なることから提供資料等を基に事業者自らの責任により実施設計及び施工を行うものとします。</p> <p>3. 最大礫径は、φ30cm程度となります。</p>
28	214	第4章	第3節	1(2)	造成工事	盛土部地盤に関しては、進入道路や構内道路等の地盤沈下が無いように充分締め固めがされていると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
29	214	第4章	第3節	1(2)	造成工事	本施設用地以外には本組合が緑化工事を行うとありますが、建設用地周囲の法面に対する緑化等も貴組合所掌と考えてよろしいでしょうか。	敷地境界線(74,500㎡)の外及び進入道路・敷地造成部の切土法面、盛土法面の緑化工事は、本組合所掌とします。
30	214	第4章	第3節	1(2)	造成工事	計画から施工までを貴組合で実施いただくなかで、現在造成高さをFH=69.8~71.8mで計画されていますが、施設配置・ごみピット配置等に合わせて、造成計画レベルを調整いただき、造成工事期間の短縮、発生残土の削減を図り、貴組合の財政負担低減を図りたいと考えていますので、対応いただくことは可能でしょうか。	「特定事業契約の締結」以降から、協議可能とします。
31	214	第4章	第3節	1(2)	造成工事 (第1回質問回答No.71関連)	<p>1. 質疑回答No.71の回答で「1次防災計画図で示されている地下排水管等の位置が施工時に多少異なることがある。」とありますが、最終的な埋設位置に関する情報(CADデータ等)は提供いただけますよう御願い致します。</p> <p>2. また、提供頂いた埋設物の配置と実際の埋設状況が異なっていて、建物の建設工事においてこれを破損等をした場合は、事業者側の責に帰さないものであり、補修・やり変え等が発生した場合は別途精算対象としてご協議いただけるものと考えて宜しいでしょうか。</p>	<p>1. 埋設完了後に出来形を座標等で提供します。(平成25年8月頃予定)</p> <p>2. ご理解のとおりです。</p>
32	214	第4章	第3節	1(2)	造成工事	<p>貴組合で実施の造成工事は「宅地造成等規制法」に基づいて許可条件と本事業建設工事との関係につきまして下記点をご教示願います。</p> <p>1. 本事業の着手時点は、造成工事の完了検査後となるのでしょうか?若しくは、本事業の建物完成時に完了検査となるのでしょうか? ⇒前者の場合、検査完了時期をご教示願います。 ⇒後者の場合、完了検査時期はいつ頃を予定されているかをご教示願います。また、完了検査までの設置済み設備の維持保全の所掌をご教示願います。</p> <p>2. 宅地造成の許可条件において「変更できない内容」等で本事業に影響のある事項があればご教示願います。</p> <p>3. 宅地造成の許可条件(宅地造成地盤レベル、舗装面高さ、排水の流量、流域計算等)は、落札後、協議に応じいただけるものと考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>1. 宅地造成規制法の対象外となります。都市計画法に基づく開発協議です。完了検査時期は未定ですが、完了前にあつて建築工事に着手する場合は、本組合において関係機関と協議します。</p> <p>2. 内容により別途協議します。</p> <p>3. 上記参照。</p>

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答内容
33	214	第4章	第3節	2(4)	構内雨水排水設備工事 (第1回質問回答No.68関連)	構内に本工事範囲内で設ける排水側溝については、質疑回答No.68 別紙4「雨水排水系統図」に記載の貴組合工事にて設置する自由勾配側溝の任意の位置に接続できるものと考えて宜しいでしょうか。若しくは、接続位置等の指定があればご教示願います。 また、工事車両の通行等を検討するに当たって、貴組合の造成工事で設置する排水溝等の構造物の耐荷重についてご教示願います。	排水路は、流量計算を満足すれば任意の位置に接続可能です。別紙1を参照してください。 排水溝等の構造物の耐荷重については、北但ごみ処理施設整備事業用地2.6haの中は、全てT-25です。
34	215	第4章	第3節	2(7)	車庫棟工事	第1回の質疑回答No.214において、『残渣運搬車及び除雪車等の重機については、事業者にて、整備するものとします。』とありますが、不燃残渣の運搬用車両につきましては、貴組合または貴組合が発注する第三者にて用意していただけるものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
35	215	第4章	第3節	2(10)	外灯	第1回の質疑回答No.215において、『事業者の所掌とします。設置本数については、50m程度の間隔とします。』とありますが、第1回の質疑回答No.217,218と同様に、設置までを事業者所掌とし、維持管理につきましては、貴組合所掌と理解してよろしいでしょうか。	維持管理についても事業者所掌とします。
36	216	第4章	第3節	2(13)2)	管理施設建設工事	管理施設は、数名が常駐できる広さとしとありますが、具体的な人数を御提示願います。	5~6名程度を想定しています。
37	216	第4章	第3節	2(13)3)	管理施設建設工事	上水・電気・電話の引き込み工事も工事範囲内とするがありますが、本ユータリティは、クリーンセンター等の施設(特高受電)とは、別に引き込むものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
38	218	第4章	第4節	1(2)④	自然エネルギーの利用	建設用地南西側及び南東側から木谷川へ注ぐ沢水を利用することは、可能でしょうか。	木谷川へ注ぐ水量の減少、水質の悪化を招かないことを条件として事業者の提案を可とします。
39	221	第4章	第4節	5(11)⑫	受入供給設備	第1回の質疑回答No.223において、⑫室内照明の対象として、「受入供給設備全てとします」との回答がありましたが、プラットホーム及びごみピット等の天井高がある部屋については、LED以外の作業環境に適した照度を得られる照明を提案してもよろしいでしょうか。	ごみピットもクレーン運転に最適な照度を確保し省エネ型の器具を選定ください。詳細仕様については設計段階で決定するものとします。
40	222	第4章	第4節	5(14)①	送風機室等	「それぞれ専用室に収納し」とありますが、送風機に静穏性に優れたインバータモータを採用し、さらに機器側で防音・防振対策を施すことにより、専用室収納と同等以上の作業環境を確保できます。また、プロセスフローにおいて送風機を最適な空間配置とすることができ、貴組合の建設(ダクト工事等)費用を低減できます。さらに、インバータにより省エネも図れ貴組合の運営費用も低減できます。以上より、ライフサイクルコストで貴組合の費用負担低減に貢献できるインバータ採用機器類の設置箇所は、事業者の提案とさせていただきます。	事業者の提案を可とします。
41	223	第4章	第4節	5(19)	排水処理室、水槽	「ピット汚水槽及び排水受入調整槽を地下に設ける場合は、内容物が地下に漏洩した場合それを検知できる機構を設けること。」とありますが、地下水槽の漏洩そのものを検知することは困難であるため、定期的に水を張って、漏洩検査を行うなどの対応としてよろしいでしょうか。 もし不可の場合は、どのような検知機構をお考えか御教示下さい。	底部が確認可能な仕様であれば、事業者の提案を可とします。

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答内容
42	225 226	第4章	第4節	6(1) ウ 6(2) ウ	一般見学関係 一般見学関係	第1回の要求水準書(Ⅰ)設計・建設業務編に対する質問への回答No. 228において、クリーンセンター及びリサイクルセンターにおける一般見学関係「玄関・風除室」の管理棟への集約配置に対する可否について、要求水準書のとおりとしますとの回答がありましたが、クリーンセンター及びリサイクルセンターにおける一般見学関係の玄関・風除室と、管理棟における玄関・風除室との使用用途の違いを御教示願います。	管理棟へ玄関・風除室を集約する場合は、クリーンセンター及びリサイクルセンターを直接利用する組合関係者や作業員等の玄関を設けるものとします。
43	236	第5章	第2節		ゾーン毎の整備計画	拠点施設ゾーン及び利用・体験の森ゾーンの計画を行うに当たり、現存の湿地や山林の状態を確認した上で、計画提案を行いたいと考えております。その為、周辺整備工事エリアを対象とした現場見学会を早期に(可能であれば4月中に)開催していただきますよう、ご検討をお願い致します。	組合へ事前連絡いただければ、ご案内いたします。
44					その他	建設工事請負仮契約書(案)総則第1条13項で、「受注者は、かかる情報及びデータの未入手があったときにおいても、当該未入手を理由として、工事の設計・施工その他この契約の履行の困難さ、又はコストを適切に見積ることができなかつた旨を主張することはできない。」とあります。 このデータの未入手を防ぎ、あらかじめ計画精度を向上するために、貴組合構成市町の既存施設の以下のデータをご開示いただけますでしょうか。 ・月毎のごみ搬入量・焼却量[単位：t/月](第1回質問回答 別紙3の搬入量割合では有効数字が一桁であるため) ・消石灰・その他排ガス処理薬品量、灰処理薬品量[単位：t/年] ・洗車用水使用量[単位：m3/月あるいはm3/年] ・場外搬出物量(鉄(ごみ焼却由来)、主灰、飛灰、飛灰固化物)[単位：t/年]	ご要望に沿いかねます。

■要求水準書（Ⅱ）運營業務編に対する質問への回答

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答内容
45	13	第2章	第3節	1(1) 表2-1	受付時間	<p>「(1)事業者は、…本組合が計量を行う時間を、表2-1に示す。」につきまして、</p> <p>①「午前8時30分から午後4時30分まで」とありますが、昼時間帯(例えば12時～13時までの昼食時間帯)も継続して受入を行うものと理解してよろしいでしょうか。</p> <p>②「(4)本組合が必要と認めるとき。」とありますが、表2-1記載の受付時間を恒常的に超過する状況になった場合は、当該作業により発生する追加費用に関しては貴組合と協議させていただけると理解してよろしいでしょうか。</p>	<p>①ご理解のとおりです。</p> <p>②休業日については、要求水準書のとおりです。受付時間が恒常的に超過する状況になった場合は、協議いたします。</p>
46	13	第2章	第3節	2	計量補助	<p>第1回質問回答No. 245にて計量補助の具体的内容について回答頂いていますが、この補助作業は専属で1名の人員をSPCから配置するのではなく、プラットホーム監視員等の運転員が適時対応可能な体制を整えることでよろしいでしょうか。</p>	<p>事業者提案に委ねますが、円滑かつ安全な搬出入に配慮して計画してください。</p>
47	16	第3章	第7節	(2)	搬出条件	<p>第1回の質疑回答No. 249において、各搬出物の搬出車輛の積込み及び搬出が不可能な日は表2-1の受付時間に示す休業日を想定していると回答がありますが、搬出可能な対象日においては受付時間外(例/7:30～8:30、16:30～17:00)での搬出も可能と解釈してよろしいでしょうか。</p>	<p>要求水準書のとおりとします。</p>
48	18	第4章	第2節		備品・什器・物品・用役の調達	<p>第1回の質疑回答No. 250において、「…、運営期間中における組合事務室の備品・什器・物品の管理は組合所掌とします。なお、用役費については、事業者所掌とします。」とありますが、事業期間中に貴組合職員の使用する備品・什器・物品等故障・破損時の更新・修理については帰責事由者が負うものと理解してよろしいでしょうか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>

■落札者決定基準に対する質問への回答

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答内容
49	8	別紙1	5	(3)	見学者用の諸室・設備について、優れた提案がなされているか	5. 住民から信頼される施設(3)見学者用の諸室・設備については、要求水準書(1)設計建設業務編P225 6 工場棟及び管理棟の諸室計画 (1)クリーンセンター ウ 一般見学関係及び(2)リサイクルセンター ウ 一般見学関係と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、左記以外の該当部分についても提案することは可能です。
50	8	別紙1	6	(2)	地域の企業等との協力・連携体制について、優れた提案がなされているか	ここでいう”組合構成市町内業者”は、本店・支店が構成市町外であっても、営業所・工場などが構成市町内に所在する業者も該当すると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
51	8	別紙1	6	(2)	地域の企業等との協力・連携体制について、優れた提案がなされているか	ここでいう”組合構成市町内業者”は、現時点では存在せず、入札後、構成市町内に新たに設立される業者は認めないものと解釈してよろしいでしょうか？	入札後、構成市町内に新たに設立される業者も認めます。
52	9	別紙1	7	(1)	環境学習拠点施設として、施設整備(周辺整備)及び啓発機能整備で優れた提案がなされているか	7. 環境啓発機能等の整備計画及び施設周辺環境の保全 (1) 環境学習拠点施設として、施設整備(周辺整備)及び啓発機能整備については、要求水準書(1)設計建設業務編P227 6 工場棟及び管理棟の諸室計画 (3) 管理棟(啓発施設含む)及び7 管理棟啓発機能・整備と考えてよろしいでしょうか。	左記以外に第5章周辺整備工事も含まれます。また、その他の該当部分についても提案することは可能です。

■建設工事請負仮契約書（案）に対する質問への回答

No.	条	項	号	カナ等	項目名	質問内容	回答内容
53	3	12			設計図書	受注者は、発注者による設計図書の承諾の日から7日以内に・・・とありますが、年末年始等において7日以内に提出できない場合を想定して、原則7日以内としていただきたく、お願いいたします。	原案のとおりとします。
54	15	6			支給材料及び貸与品	貴組合において、予定されている支給材料、貸与品は、どのようなものでしょうか。それらがある場合、貴組合は支給材料、貸与品の変更が可能ですが、事前に当グループと協議させていただくという理解で宜しいでしょうか。	予定はありませんが、伐採木、立木等利用可能なものについては、協議します。
55	15	7			支給材料及び貸与品	「又は受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担し」とありますが、これは、填補賠償という原則どおりの法理論に従って、被った損害を賠償していただけという理解で宜しいでしょうか。 第17条1項、第19条3項、第20条3項、第21条2項、第22条3項、第24条3項、第40条2項も同じです。	原因者が、必要な費用を負担する趣旨です。必要かどうかの判断は、具体的背景に照らし、社会通念によりなされます。
56	15	10			支給材料及び貸与品	本項にいう損害賠償の範囲は、滅失等した支給材料、貸与品の同等の対価の範囲という理解で宜しいでしょうか。 第47条4項、5項も同じです。	ご理解のとおりです。後段についても同じです。

■運營業務委託仮契約書（案）に対する質問への回答

No.	条	項	号	カナ等	項目名	質問内容	回答内容
57	18	2			委託料の支払	委託者の受託者に対して請求する損害賠償の範囲は、例えば、当該運営停止期間中の委託料相当額という理解で宜しいでしょうか。	運転停止と相当因果関係が認められる組合に生じた損害すべてです。
58	27	1			第三者への賠償	「受託者に帰すべき事由により」というのは、「受託者の故意又は過失により」という意味で宜しいでしょうか。	第三者との関係においてはご理解のとおりです。
59	27	2			第三者への賠償	委託者が、受託者が賠償すべき損害について第三者に対して賠償する場合は、事前に、受託者とその点の協議の場があるという理解で宜しいでしょうか。	ご指摘の場合、組合としては受託者と協議することに努めますが、緊急時等、必ずしも協議できるとは限りません。
60	34	1	1		業務の引継ぎ等	この号の内容は、要求水準書（Ⅱ）運營業務編P9 第9節運營業務条件 4 事業終了時の引渡し条件 (1)本施設の基本性能が確保されており、本組合が本書に記載のある業務を事業期間終了後も継続して実施することに支障のない状態であることを基本とし、事業期間終了後の10 年間においても、本事業運営期間の年間平均運営費用と同程度の年間費用で、運営可能なものとする。との解釈で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
61	42	1			業務の履行責任	本施設の瑕疵とは、34条において、受託者は、かかる条件が満たされているかどうかを自己の費用で確認するものとし、その確認において、補修が必要な箇所を発見した場合は、この契約の終了までに補修し、本施設の明渡しを行うとありますので、その際に発生した瑕疵と考えて宜しいでしょうか。	第34条第1項の補修部分に限るものではなく、第34条第1項確認において発見できなかった瑕疵も含まれます。
62	別紙3	2			普通火災保険	普通火災保険について、施設所有者がかけることが一般的ですので、貴組合が全国市有物件災害共済会建物総合損害共済や全国市長会市民総合賠償補償保険等で火災保険に準ずる付保をされる前提で、事業者は必要な付保を考えることでよろしいでしょうか。	受託者は、自己の責任と費用で、普通火災保険を手当する必要があります。